

## 令和元年度第2回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

- 1 開催日時 令和元年12月4日(水) 10:00~12:00
- 2 開催場所 和歌山県民文化会館 1階 101会議室
- 3 出席者 池田委員、太田委員、小原委員、川端委員、北出委員、笹尾委員、佐原委員、渋谷委員、玉置委員、中芝委員、西川委員、吉本委員
- 4 議 事 (1) 和歌山県地域福祉推進計画の概要について  
(2) 県地域福祉推進計画改定スケジュール案等について  
(概要は、以下のとおり。)

事務局

本日欠席の委員からご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。  
一つ目、資料2素案のp19の第3章の2.重点事項の一つ目の○に対するご意見です。  
「市町村における包括的な支援体制の構築推進」のところ、「関係機関の連携による包括的な対応」に加えて、「市町村行政部署間の積極的な情報交換による横断的で包括的な施策の展開」を期待したいというご意見をいただいております。  
これについては、ご意見のとおり修正させていただこうと思っています。  
二つ目として、「大学と連携した地域福祉事業や学生ボランティアの活用」を挙げることというご意見をいただいております。  
大学との連携については、取り組んでいる市町村もありますが、まだ少なく、さらに推進していきたいためご意見の通り、修正させていただこうと考えております。  
資料8のP2をご覧ください。あらかじめご意見を文書でいただいておりますので、委員の方から説明をお願いします。

委員

資料のP2に、計画の位置付け、社会福祉法の第108条に基づく計画ということから、その法の求めるものが、どの節に記載されているのかを明記いただきたいということを書きました。これは先ほど、説明していただいた資料5が該当するということだと思います。  
資料5の2枚目の③「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保」というところが、資料5最後のページの「第3章、地域福祉を担う多様な担い手づくり」に該当するということですか。

事務局

はい。

委員

「社会福祉を目的とする事業を業として従事する人の確保」ということを意味していて、ここに書かれている「民生委員、ボランティア」というのは、「社会福祉に関する活動を行う者」というくくりになるのではないかと思うので、これを一緒というのは無理があります。

事務局

(6)(7)(8)に限定すべきではないかというご意見でしょうか。

委員

はい。  
資料8のP2に戻りますと、資料2のP18で、生活困窮者自立支援法が、新たな法改正として挙げられているが、この法律は、平成27年4月施行でその後、さらに改正が加えられ

ています。その改定についての記述が抜けていると思います。

関連して P26、「エ.民生委員」で、「社会的孤立や生活困窮者」という、対比した書き方になっているが、改正後生活困窮者自立支援法第2条を見ると、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」、そして、「経済的に困窮」となっており、対比的ではなく、ひっくるめて生活困窮者という表現であるため、法律に照らし、この表現を変えるべきだと感じました。

P3、資料2の P29 ページ、地域住民のところ、「住民は地域の主役」と書いているが、社会福祉法上も地域福祉の主役は、「社会福祉事業経営者、社会福祉に関する活動を行う者、そして住民」であり、6条では「行政がその責務を負う」とされているため、地域福祉の主役が住民だけと読めるような表現はよくないと思いました。

資料2の P33 ページ、先ほどの生活困窮者自立支援法と関連し、「生活保護に至る前」、というのは、この法律がスタートした時はそうだったのかもしれないが、第3条に照らすと、「生活保護に至る前」だけと読める表現ではちょっと不足していると感じます。

事務局

まず、P18、(3) 生活困窮者自立支援法の制定の中で、改正について触れられていないというご意見です。改正された内容について、盛り込んだ形で、表現させてもらっていますが、改正時期の記載が抜けていましたので、修正させていただきたいと思います。

次に資料2の P26、エ 民生委員、二つ目の○。「社会的孤立や生活困窮者の自立支援の問題」というところで、経済的困窮が抜けていますので、「社会的孤立や経済的困窮といった課題を抱える生活困窮者自立支援が」と修正します。

次に資料2の P33、(1) 生活困窮者自立支援の推進のところ、「生活保護に至る前」という表現をさせていただいています。生活困窮者自立支援法第1条で「生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする」とあり、第3条で「「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているため、「生活保護に至る前」という表現で間違いではないと考えておりますが、どうでしょうか。

委員

この法律は、生活保護に至る人だけを対象とするということから広がったのではないですか。別の会議で、資料No.6にも説明がありましたが、地域共生社会推進室長と生活自立支援室長が同一人物とお聞きした。まさにこの生活困窮者自立支援制度を核に地域共生社会を作ろうとしているのであれば、生活保護に至る人だけを対象としているのではないという解釈に変わっているのではないかと。

事務局

実際は、現に経済的に困窮していない方の相談も受けているのですが、法律でうたわれている対象者でいうと、「経済的に現に困窮し」という文言もありますので、「生活保護に至る前」という表現で間違いではないと思います。

委員

表現が悪いと言っているわけではない。それだけでは狭いのではないですか。

NHK でとりあげられていましたが、道の駅で生活しているのに、生活保護を受けるのはいやと言っている。若い女の子が家出してくるが、生活保護を受けるのはいやだと言う。生活困窮者は生活保護に落ちるといふ道筋だけではなく、生活困窮者でも生活保護に落ちないような道筋ができています。そこも含めて、生活困窮者として捉えなければいけないとい

う解釈に変わっているのではないか。

事務局

例えば浪費癖の人など、経済的に困難ではないけど、お金を使いすぎて結果的に生活が困窮しているという人に対しては、家計簿を見ながら家計指導するという支援もしています。

委員

生活保護を受けている方も生活困窮者だと思うが、その人達の自立の促進は、生活困窮者自立支援に含まれないのですか。

事務局

生活保護にも、就労支援の事業があります。

委員

事業を実施している現場の立場から言うと、困窮者の枠と生活保護の枠で分けて実施しています。

委員

生活保護を受ける方を一人でも少なくするための予防策ですね。

委員

生活困窮や DV、障害、子育て、自殺など課題を抱える人を地域の関わりを通じて、それぞれの制度につなげていこうとする枠組みを作ろうとしている。

事務局

そうです。制度と制度の狭間に落ちる人を助けるということ。

委員

孤立しているがために、制度の狭間で困っている人を地域のコミュニティや様々な相談窓口の連携によりその人が必要とするところに繋ぐ枠組みを作ろうとしている。今、生活保護を受けている人でも、その他に課題を持っているのなら、別の問題として、この枠組みを利用して、支援していくということ。

事務局

今までは、縦割りで生活保護の制度の枠の中でしか見られていなかったものを様々な分野の多機関が連携することによって、支援策が幾つも出てくるのではないか。生活保護の制度の中では、解決しなかった課題についても解決できるような、横の繋がりも含めたものが包括的支援体制です。「生活保護に至る前」という表現については、皆さまのご意見を踏まえまして、修正したいと思います。

次に、資料2のp29、地域住民というところで、委員のご意見では、「地域福祉の主役」というのはちょっと言いすぎではないかというご意見です。

社会福祉法第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等という。」）が、相互に協力し…」という表記になっており、地域住民だけが担い手ではないという表現になっています。

県としましては、地域福祉計画の柱である包括的支援体制の構築のためには、住民が、受け身ではなく、主体的に地域福祉活動に参加するということをことが不可欠であるため、「地域住民が主役である」と記載したいと考えておりますが、他の委員の皆さまのご意見はどうでしょうか。

委員

「主役」は言い過ぎでしょう。住民は、原動力というような部分だと思います。

委員 先日、会議で最近ではボランティア、ボランティアと言い過ぎるという意見を聞いたので、住民だけが責任の主体ととれる表現はどうかと思いました。

先ほど、資料6の説明にもありましたが、国においては、「行政と住民の協働」や「行政もきちんと役割を担う」とした上で、「住民に主体になっていただく」という表現をしています。「地域住民が主役」という一行だけが突出すると住民が全てだという意味にとられるかもしれないと思いました。

委員 「主役」には、良いものというイメージがあるから、そういう言葉で押しつけているのではないかという印象を受けるかもしれません。

委員 住民側からすると、そこまで言われなくてはならないのか、行政はどうなっているのか、他の事業所はどうなっているのかと感じるかもしれません。別の項目を見ずに、この項目だけ見るとそう感じます。ここに事業所や公的機関の連携などを入れて表現した方がいいのではないのでしょうか。地域住民の活動が大事であることはわかるが、地域住民は「個」である。地域住民の果たす役割を考える上では、「個」ではなく、地域との連携や公的機関との連携や、様々な事業所との連携をどう図っていくのかということが重要ではないのか。

事務局 わかりました。皆さまのご意見を踏まえて修正させていただきます。

他にもご意見をいただいております。これらについても、修正を検討させていただきます。

会長代理 皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

委員 生活保護と困窮者の問題で、伝播するということがあります。地域の中で、家族や親戚、友達といった関係において、連鎖的に貧困に陥ることが現実的に起こっています。生活保護において、そういう傾向が考えられるし、生活困窮者も同じだと思います。それについての表現がいるのではないのでしょうか。

事務局 いわゆる貧困の連鎖のような視点も必要ということですか。

委員 そう。どこかで断ち切っていくというような。地域福祉の活動をする時には、そういうことも十分意識しなければいけません。

委員 「住民は地域の主役」というところに、「住民の果たす役割が欠かせない」とあります。私も「主役」というのは別の言い方がいいと感じました。実際、地域福祉というのは、住民が主体的にやらないとできないと思います。「欠かせない」という否定の表現より、「大きい」などのポジティブな表現の方がいいと思います。確かに、地域で起こっていることは、隣の人にしかわからないということも多い。「私たちがやらなければならない」と皆さんに思ってもらえるような計画になればいいと思います。

委員 隣保館においても、今まで「断らない相談」というような形でやってきた経緯があります。隣保館の会議では、隣保館の活動を活発にしていきたいという意見が出るが、隣保館だけで何かができるというわけではなく、地域をどう巻き込んでいくかということが活動の要

であり、それができないと手も足も出ません。地域共生社会も、同じだと思います。また、行政にはいろいろな仕事があり、一人一人の仕事が増えているという中で、高い専門性を求めすぎると担当者がもたず、機能しないのではないかという意見もあります。組織を維持するために、そういったことに対する配慮が必要だと思えます。また、会議でいつも出るのが高齢者問題で、2050年頃に高齢者の割合がピークに達すると言われており、昔は10人で高齢者1人を支えていたが、1人で高齢者1人を支える時代が来ます。そのうえ、その時代の若者が、非正規雇用なら、さらに対策が必要になるかもしれません。今の時代の社会的弱者という話もありますが、将来を見据えて、経済的なことも見て、計画を変えていくべきだと感じます。

委員

今の高齢者は、ほとんどの人が会社などで働いて、年金をもらっていて、退職後もなんとか生活しています。素案を読んで、一番思ったのが、30、40歳代のひきこもりの方々の将来はどうなるのかということです。この人たちの対策をきちんとしておかないと、将来税金がたくさん必要になります。どうすれば効果があるのかと考えました。貸付と就労支援が必要です。第2次産業、第3次産業の就職は難しいかもしれませんが、第1次産業、例えば農業関係などは、人手不足です。有田市では、ミカン農家は高齢者ばかりで、畑は放棄され、山林になりつつあり、このままでは有田ミカンは10年ほどで消滅してしまうかもしれません。農協と県が一体になって、そういうところへの就労を支援し、就職したら、貸付金を返していく。就職しないと貸付しないということにすれば、ひきこもりの支援になるのではないのでしょうか。

会長代理

ありがとうございます。

先ほど、配られた資料6もひきこもりで始まっていますが、これはひきこもりについて計画に更に盛り込むという意味ですか。

事務局

ひきこもりについては、前回の計画にも盛り込んでいますが、5年前より注目される問題となってきています。内閣府で全国のひきこもりの方の数が61万人という推計が出ました。市町村では数は把握していませんが、ひきこもり対策をしていかなければならないという声を聞きますので、生活困窮支援制度と包括的支援体制での支援が必要と考えています。県には、ひきこもり支援センターもあるのですが、そこまで繋がっていないという方が多いので、地域の皆さんに繋いでいただいて、役場では多機関が連携し、生活困窮支援制度を主軸に支援していくことが必要だと考えており、今回の計画の素案にも盛り込んでいます。

会長代理

貸付や就労などかなり具体的な提案をいただきましたが、それはどうされるのですか。

事務局

大きな計画なので、具体的にひきこもりに貸付をするということまでは記載していません。貸付や就労については、P34、生活困窮者自立支援制度の説明のところに記載しています。この制度はひきこもりの方だけを対象にしているわけではありません。ひきこもりについては、P35に記載をしています。

委員

ひきこもりの方は多様な人がいると思います。ひきこもっている人の中には、知識や才能

をたくさん持っている人もいます。小さい頃からずっとひきこもっている人であっても、今はコンピューターなどがありますから、いろいろな情報を得ている場合もあります。そうした人に力がないということではないと思います。その人たちが、ドアの外に出るところが一番大切だと思います。どうやってセンターにつなげるのか、どうやって自分の部屋から出てきてもらえるのか。心理学の専門の方と話をし、センターに行ってみようと言われ、センターに繋げるといことが、第一歩だと思います。まず、出てしまえば、第1次産業をやってみようと思う人もいるだろうし、コンピューター関係に行こうと思う人もいます。センターに行けば、コミュニケーション力などを磨いて、次に繋いでいけるのではないのでしょうか。貸付も大事だと思うが、即貸付というのではなく、その前に支援がいると思います。

委員

ひきこもりの問題は全年齢であります。小学校、中学校の場合は学校に通っているため、学校が対策をしています。義務教育が終わった後、高校に行った時に、ほったらかされてしまいます。大人になったら更に、関わりがなくなります。その人がどうなっているのかという追跡調査がないので、あの人は今どうなっているのかと言っても誰も知らないという状態で、分析ができていないということを聞きました。追跡調査に取り組むべきかどうかはわかりませんが、ひきこもりの問題に関わる側としては欲しいと思います。

委員

今の30歳代後半から40歳代の方が20歳代の時、就職難でした。何回受けても落ちてしまい、ひきこもるようになったという人が多い。その人を外に出そうと思ったら、まず、資金が必要です。資金を貸し付けて、その人に自信を持たせて、その資金を返すために働こうと思わせ、表に出す。そういう方法でやっていかないことには、なかなか難しいと思います。

事務局

ひきこもりについては、どうやって見つけて、どうやって引っ張り出してくるのかということが、一番難しい問題で、県としてもいろいろ検討しているところです。出て来た人については、支援センターで、とりあえずサロンのようなところから始めて、人との繋がりを深め、次に就労支援というような形で進めていきたいと考えております。委員のご意見については、今後具体的な施策を考えていく上で参考にさせていただきたいと考えております。

会長代理

先ほど、P36には、「本人や家族からの相談に対応し、世帯全体を包括的に支援します」とありますが、本人や家族から相談が来ない場合もあります。「包括的」というのも、わかったようでわかりにくい表現です。

委員

私は、地域の中で自主的に参加し、ボランティアとして活動しています。障害者や高齢者の方々は、障害者の施設や老人ホームに住んでいる方や自宅に住んでいる方がいて、そういうところをずっと訪問しています。活動をしている中で、ボランティアも勉強しておかないといけないと思っています。活動中に会った人の困り事に対して、勝手な事を言うわけにはいけないので、本人の代わりに、施設や市役所に電話をかけて、どこに言えばいいのか聞くこともよくあります。高齢者が一人で住んでいれば、いろいろあります。訪問したら、倒れていたこともあります。そういうこともあるので、一人暮らしの人も、障害

の人も、どんな人も皆、生活しやすいようにサポートしていける制度ができて、それを学んで、身につけて、伝えていける役目を担っていければいいと思っています。

委員

地域住民が主役という話が出ています。

主役の地域住民そのものが高齢化しています。また施設に入って、地域にいないということもあります。そんな中で、行政との絡みをどう考えていくのか。

また先ほど、ひきこもりの話が出ましたが、なかなかその情報が取れない。私は、障害者団体の活動をしていますが、障害者の発掘もできないので、会員を増やすことができない。というのは個人情報保護法が邪魔をしている。聞きに行けば、何で私が障害だって知っているのだと逆に叱られて、会にも入ってもらえない。そういう状況があるので、地域住民が主役となっていていろいろなことをやっていく上で、個人情報保護法との関連を上手にやっていかないと、引っかかるのではないかと思います。

もう一つは、地域住民が主役だと言っても、行政がやってくれるのではないかと考える方が多いということです。コミュニティーバスの関係の市の委員もやっているが、停留所を作ってほしいという話が出ます。そこに停留所を作っても誰も乗らない。そういう状況の中で、住民自身が立ち上がって、いろいろと運動していく状況を作れたらいいと考えています。

委員

計画を作るのはいいのですが、これを活用していただかないといけない。もっとわかりやすく計画を皆さんに伝える方法があればいいと思います。すごく専門的に作っていることはわかるのですが、もう少し活用できる計画であれば市町村も助かると思います。

それから、資料2のP2の「産業、労働、教育、住宅等」と書いていますが、近頃は防災が必要になってきていると思うのです。地域での防災について注目するために、「防災」をいれたほうがよいと思います。

P7、計画の位置付けですが、一番下の市町村の地域福祉計画がなかなか進まない現状です。支援するのはすごくいいと思うが、課題は市町村ごとで違うと思います。矢印が一方ではなく、市町村の情報を吸い上げ、相互に情報交換をするという意味の矢印がいると思います。

P18、社会福祉法の改正の2番、3行目「市町村地域福祉計画及び」のあとに「と」が入っているので、省いてください。

P37、移動手段の確保ですが、コミュニティーバスにバリアフリーの概念を入れた方がいいです。少しだけ乗りにくい人のために設定されていますが、地域住民には障害者の方も車いすの方などいろいろな人がいることを踏まえて、コミュニティーバスの導入ということを考えないと、地域住民のインクルージョンの考えには沿わないのではないのでしょうか。路線バスとコミュニティーバスでは対象が違うという、そういう考え方もあると思います。

P43、福祉避難所について、ここで検討していただくべきことかどうか分からないのですが、高齢の方や障害のある方で、一時避難所に行けない方が圧倒的に多いのが実情です。近くの方や福祉施設だと行けるが、一時避難所になっている小学校に行っても、何の設備もないし、生活できるかどうか分からないから、行けないという意見がすごく多い。福祉避難所の地域での考え方や防災訓練のあり方など、問題提起というか、どうやって解決していったらいいのかを盛り込んでいってくれたらうれしいと思いました。



もどかしい気持ちになります。やはり地域というのは繋げていかないといけないので、住民一人一人が、主役となるのなら、住民全員に自分たちが繋げていくという思いを持っていただけたらいいと思います。

委員

社会福祉協議会の立場ですが、住民が主役でいいと思います。住民が主役になることに対して、行政が責任持つというイメージでいいと思います。だから、先ほど言われたように、近所の人が思ったことを相談できる場所、相談した情報を守る業務は、行政の責任だと思います。もう一つ、相談することによって、地域の人同士の関わりが増えてくると思います。

それと、先ほど笹尾委員が言われたように、防災については、個人だけでなく、企業、施設、病院も地域の仲間という認識を持ってもらおうと、避難時に福祉避難所の代わりになってくる可能性もあるし、病院自身の医師、看護師も、避難時に地域住民を助け出してくれる可能性もあります。だから、住民が主役というのは、個々の住民だけではなく、その地域にいる人すべてを主役というイメージの計画であることが一番大事だと思います。

会長代理

主役を否定しているわけではありません。主役とあえて言わなくてはいけないというのは、主役ではないからです。主役でない人を主役だとするのはではなく、下支えがなければ主役になりえないという意見です。

委員

P22、一番上の○の孤立する方というのは大きい意味で捉えていると思いますが、これは、先ほどから話題になっている8050問題やひきこもりの方も含んでいるのですか。

事務局

はい。

委員

含んでいるということですね。確かに、この文章の通り、ひきこもりの方を見つけるのは、やはり民生委員しかいないと思います。

実際、先日、地域の民生委員から、80歳を超える両親と50歳近くの子供の世帯に関し、子供がひきこもっていると相談がありました。その民生委員が話をして、父親が窓口相談に来ました。何を相談しに来たのかというと生活保護についてです。決して子供のことは相談しません。隠します。生活自体が厳しいということでしたが、年金は奥さんもいるので普通の方の基本よりもまだ少し多いくらいで、計算した結果、生活保護の基準には達しませんでした。原因は、借金の返済などで、結果的に手取りが少なくなっていました。元々、地域の名士だったので、生活習慣が抜けきらないという大きな問題がありました。子供のことは一切言いません。こちらは子供のことがわかっていたので、生活保護の相談の中でアプローチし、先ほど話に出た、生活困窮者の枠の中で就労支援も行うと、乗り気になってくれ、根気よく支援を行った結果、最終的には働きだしました。今まで、全くゼロだった方が、一気にやったら多分つぶれると思い、10数万円の給料でやっています。今は落ち着いてきて、見守りで対応しています。

8050問題というのは、やはり経済的な問題が最終的にあります。人によると年金はそれなりにあって、今は大丈夫だが、片親が亡くなった途端にだめになって、そうなるとう全体のバランスが崩れてきて、最終的にもう一人の親が亡くなると、完全にだめになって、生活保護になり、ますます孤立してしまいます。そこに至るまでに何とか民生委員に見つ

けてもらうことが全てだと思います。私はそう解釈させてもらったのですが、そのあたりについてもっとわかりやすく書いていただきたいと思います。

事務局

地域で起こっている様々な課題を一番、早くキャッチするというのは、民生委員だと思います。先ほどお聞きしたケースは、うまくいった例ですが、声をかけるだけでは、関係性をすぐに築けないケースもあります。ケースは様々で、全てのケースをキャッチするのが民生委員しかないというのは、民生委員には負担が大きすぎるため、素案のような表現とさせていただいています。民生委員のなり手不足という問題もあるので。

委員

確かに、民生委員によって、温度差もあります。とことんやってくれる民生委員もいれば、そこまでできないという民生委員もいるので、難しいところだと思います。

会長代理

民生委員は自分たちで方針を決めています。それと突き合わせてみたら、今おっしゃったことはいの一番にあがっていると思います。民生委員協議会とも確認をしてください。

委員

まず、P11、12 第2章のところで介護認定者数と障害者の手帳交付者数が新たに追加されたという話が出ていたと思うのですが、この直近データが2017年になっています。他は2018年で載っていると思いますが、その辺はどうですか。P11でいいますと、下の段です。介護認定者数、これが2017年。P12も上も下も2017、2018年のデータはないのですか。P13でいいますと、児童虐待の相談件数が2018年のデータが出ています。来年4月からの計画ですよ。見た時にかなり古いデータに思われるのではないかと思います。

事務局

データについては、それぞれの担当で直近のデータについて確認しています。一度、担当課に確認してみます。

委員

市社協で一人暮らしの高齢者の誕生日に訪問をしています。一人暮らしの高齢の男性のお宅にお祝いに行かせてもらった時、運転免許証を返納したという話を聞きました。その方が言うには、これからは買い物も病院も移動手段がなくなり、不便になるということでした。移動手段はタクシーしかないということで、タクシーを利用すると、費用がかなり高額になり、生活が圧迫されるということでした。路線バスも走っていますが、停留所まで距離があり、そこまでの移動がまた困難だという話もあり、この移動手段の確保というのも御坊市の中で、他で対応できているところもあるとは思いますが、かなり重要な課題になってきているということを感じています。

会長代理

一通り意見いただきました。ちょっとすいません、聞き漏らしたのですが、先ほどの資料6で、3点がピックアップされたと思うのですが、どこに書いてあるのか教えてほしい。

事務局

資料6のP5の下の方のところ。①断らない相談、②参加支援、③地域づくりに向けた支援。

会長代理

この辺りが、更に強調された計画になってくるということですね。議事1の審議については以上でよろしいでしょうか。

委員

P36の男女共同参画の推進のところですけど、「地域福祉を推進する様々な活動には、男女がどちらも参画していくことが期待されます。」とありますが、「期待」よりもっと強い表現の方がいいです。今は、やはり女性に負担がかかっていると思います。それと、地域のことはすべて、男女が同じようにしていくと、一番いい方向に向かうと思います。それと、その下の企業同盟のところですが、企業同盟のこの「さらに」というところからの説明は、男女共同参画課が書いているものを引用されているのですか。

事務局

担当課には確認させていただいているのですが、引用しているかどうかはわかりません。

委員

課としてはこれでOKなのですね。「働きたい女性」の箇所。今の日本の状況では、働きたい女性だけが働いて済むも問題じゃなくて、女性も働かないと立ち行かない状況です。「働きたい」をとった方がいいです。就労するだけでは意味がなく、働き続けると意味がないので、「女性が安心して働き続け、能力が十分発揮できる環境整備」とした方がいいと思います。

働きたくない女性は働かなくてもいいじゃないかというご意見の方に配慮するなら、「多様な生き方に対応して」などを付ければ、そういう方にも納得していただけるのではないかと思います。今からの時代では、もうこれでは成り立たないと思います。

委員

ひとつ質問ですが、福祉従事者の苦情の窓口は、働いている方の苦情の窓口にもなっているのですか。

会長代理

なっていない。

委員

すごくいろんな資格を持った人がいるのですが、離職率は高いし、資格だけ持っているけど働いていない方もごまんといふ。そういう課題も地域でこれからますます深刻になってきます。一方的にサービスを受ける方の苦情だけを受け付けていたら、たぶん、働いている方が疲弊します。解決できることと解決しにくいことがあるので、サポート体制も必要ではないかと思います。

会長代理

苦情解決とは別に、部署が違うので、うかつなことは言えませんが、福祉人材センターが定着支援も業務としてやるべきです。担当部署に伝えます。

委員

優秀な人材をもっと発掘しないと将来不安です。

委員

資格を持っている人はたくさんいるが、働かない。なぜかという問題をこの場面でとりあげるべきかどうかかわからないが、事業所ごとの格差やブラックな事業所などというような現状も結構あって、極めて安い賃金、労働条件で、長時間勤務になっているところもあります。例えば訪問介護に行く時も、そこの家庭まで自費で行く。その家庭でサービスする時間だけは保障されているけど、例えば事業所から片道1時間かかると、これは保障されていないとか。もちろんきちんとやっている事業所もあるけど。一度、行政指導を絡めてきちんと点検した方がいいのではないかという現状があります。

会長代理

福祉人材センターは県からの委託事業なので、県でもご協議をお願いします。

それでは、議事1の審議を終了させていただきます。

次に、議事2地域福祉推進計画改定スケジュール案についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料7をご覧ください。今後のスケジュールを説明させていただきます。

今日のご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。今日いただいたご意見をもとに修正案を作成しまして、会議でご確認いただく予定でしたが、期間に余裕がありませんので、申し訳ありませんが、文書で委員の皆さまにご確認いただきたいと思いますと考えております。その後、1～2月にパブリックコメント、2～3月にパブリックコメントを反映した最終案の審議として第3回審議会を3月に開催し、計画を策定させていただきたいと考えております。皆さまご多忙の中、恐縮ですが、ご協力をお願いします。